（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表のように改正する。

第一表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条**　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。 一　（略） 二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。） 三～七　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一　（略） 二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 三～五　（略） 六　公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあっては、当該公的年金給付の名称、当該公的年金給付に係る制度の名称、当該公的年金給付の額及びその支給を受けることとなった年月日を明らかにすることができる書類 七～十　（略） 3・4　（略） （支給の調整に該当する場合の届出） **第三条**　特別障害給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、法第十六条（ただし書を除く。）の規定に該当するに至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。 一　（略） 二　個人番号又は受給資格者証に記載された受給資格者番号（以下「受給資格者番号」という。） 三　支給の調整の対象となる公的年金給付の名称、当該公的年金給付に係る制度の名称及び管掌機関 2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前項の規定により同項の届書に受給資格者番号を記載する者にあっては、受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類 二　（略） （支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出） **第四条**　法第十六条の規定により特別障害給付金の額の全部を支給しないこととされた者又は一部を支給しないこととされた受給者が、その後公的年金給付の全額につきその支給が停止されたとき又はその支給の額が変更されたときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。	（認定の請求） **第一条**　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。 一　（略） 二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。） 三～七　（略） 2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。 一　（略） 二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 三～五　（略） 六　公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあっては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称、当該給付の額及びその支給を受けることとなった年月日を明らかにすることができる書類 七～十　（略） 3・4　（略） （支給の調整に該当する場合の届出） **第三条**　特別障害給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、法第十六条（ただし書を除く。）の規定に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。 一　（略） 二　受給資格者証に記載された受給資格者番号（以下「受給資格者番号」という。） 三　支給の調整の対象となる公的年金給付の名称、当該給付に係る制度の名称及び管掌機関、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード、記号番号又は番号 2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　受給資格者証 二　（略） （支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出） **第四条**　法第十六条の規定により特別障害給付金の額の全部を支給しないこととされた者又は一部を支給しないこととされた受給者が、その後公的年金給付の全額につきその支給が停止されたとき又はその支給の額が変更されたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。